

香取広域市町村圏事務組合消防団条例

平成18年3月27日

条例25号

改正 平成18年10月25日条例第30号
平成20年2月21日条例第6号
平成21年2月17日条例第2号
令和2年3月2日条例第4号
令和4年2月25日条例第4号
令和5年2月27日条例第1号
令和7年2月14日条例第4号
令和7年2月14日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項、第23条第1項、第24条及び第25条の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免及び服務、公務災害補償、退職報償金について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 香取広域市町村圏事務組合に消防団を設置する。

2 消防団の名称、位置及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。

(団員の定員)

第3条 団員の定員は、次のとおりとする。

- (1) 香取市消防団 1,299人
- (2) 多古町消防団 513人
- (3) 東庄町消防団 235人

(任命)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき管理者がこれを任命し、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中から管理者の承認を得て任命する。

- (1) 各消防団の管轄区域内に居住する者若しくは勤務する者又は管轄区域の近隣に

居住し、消防団活動を行うことができると認められる者

- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固でかつ身体強健な者

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 団員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり前条第1号に規定する区域を離れて生活することを常とする者

(退職)

第6条 団員は退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第7条 団員であって次の各号のいずれかに該当する者があるときは、任命権者は、管理者の承認を得て、懲戒の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員にふさわしくない非行のあったとき。

(懲戒の種類)

第8条 前条の懲戒は、次の区分によって行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務規律)

第9条 団員は、団長の招集によって出勤し、服務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務しなければならない。

(居住地を離れる場合)

第10条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては管理者に、その他の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(集団的行動の規制)

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(遵守事項)

第12条 団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を遵守し、上司の指揮命令のもとに上下一体となって職務の遂行に当たらねばならない。
- (3) 職務に関し、金品の寄贈若しくは供給を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。
- (4) 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (5) 消防団又は団員の名義で、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (6) 消防団又は団員の名義で、特定の政党その他の政治団体を支持し、又は反対してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義で、他人の訴訟又は紛議に関与してはならない。
- (8) 機械器具その他の消防団の設備資材の維持管理にあたり、職務の他これを使用してはならない。
- (9) 貸与品、給付品等は、これを大切に保管し、服務以外にこれを使用してはならない。

(報酬)

第13条 団員には、別表第2に定める報酬を支給する。

2 前項の規定により年額報酬を支給する場合であって、報酬期間の途中から団員に任命された者については、任命された日の属する月から、退職又は死亡した者につい

ては、退職又は死亡した日の属する月までの月割り計算により支給する。

(費用弁償)

第14条 団員が、公務のため旅行したときは、費用弁償として別表第3に定める旅費相当額を支給する。

(公務災害補償)

第15条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務より負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法は、千葉縣市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和52年千葉縣市町村総合事務組合条例第1号)の定めるところによる。

(退職報奨金)

第16条 団員が退職した場合においては、千葉縣市町村非常勤消防団員退職報償金条例(昭和52年千葉縣市町村総合事務組合条例第2号。以下「退職報償金支給条例」という。)の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法は、退職報償金支給条例の定めるところによる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定にかかわらず、統合関係組合(解散前の佐原市外五町消防組合及び解散前の小見川町外2町消防組合をいう。以下同じ。)の団員であった者で、引き続き本組合消防団に任命された団員(以下「継続団員」という。)に対し、平成17年度分として支給する報酬については、佐原市外五町消防組合消防団条例(昭和44年佐原市外五町消防組合条例2号)又は小見川町外2町消防組合消防団の設置等に関する条例(昭和46年小見川町外2町消防組合条例第4号)(以下これらを「解散前の条例」という。)の例により支給する。

3 継続団員に支給する旅費相当額は、この条例の施行日以後に完了する旅行に適用し、施行日前に完了した旅行については、解散前の条例の例により支給する。

4 この条例の施行前において、消防団長に推薦された者は、この消防団条例によって推薦されたものとみなす。

附 則 （平成18年10月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年2月21日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年2月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和2年3月2日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年2月25日条例第4号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年2月27日条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年2月14日条例第4号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年2月14日条例第5号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項）

名 称	位置	管轄区域
香取市消防団	香取市佐原口2127番地	香取市全域
多古町消防団	多古町多古584番地	多古町全域
東庄町消防団	東庄町笹川い4713番地131	東庄町全域

別表第2（第13条第1項）

階級		団名		香取市		多古町		東庄町	
		消防団		消防団		消防団		消防団	
年 額 報 酬	団 長	150,000円							
	副 団 長	100,000円							
	分 団 長	63,500円							
	副分団長	48,400円							
	部 長	42,000円							
	班 長								
	団 員	28,000円		36,500円		32,000円			
出 動 報 酬	災 害	4時間以上 8,000円							
		4時間未満 4,000円							
	そ の 他	4時間以上 4,000円							
		4時間未満 2,000円							

別表第3（第14条）

区 分	鉄道賃、船賃 及び航空賃	車 賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
団 長	旅客運賃及び 特別車両料金 上級の船賃 現に支払った 航空賃	20円	15,000円	3,000円
その他団員	旅客運賃及び 普通船賃 現に支払った 航空賃	20円	12,000円	2,400円